住所　神戸市中央区加納町３丁目１番23―801号
　李艷艷　昭和62年５月３日生
住所　千葉県茂原市東郷1199番地１
　蔡賢玉　昭和42年12月28日生
住所　東京都中央区日本橋小網町13番２―705号
　姚晨　昭和59年３月３日生
住所　石川県小松市沖町ト182番地50
　金明春　昭和46年５月17日生
住所　山梨県甲斐市竜王新町926番地１
　孫鑫　昭和53年11月６日生
　孫瑞桐　平成24年11月16日生
住所　山梨県甲府市下鍛冶屋町501番地15
　朱芷涵　平成８年９月14日生
住所　長崎市本河内４丁目2410番地４
　楊麻美　昭和57年５月20日生
住所　名古屋市北区喜惣治２丁目177番地
　蒼蘭　平成28年８月10日生
住所　静岡県掛川市旭ケ丘１丁目13番地10
　金梅花　昭和50年８月24日生
住所　大阪市生野区**巽**東２丁目４番５号
　姜加奈枝　昭和47年11月13日生
　孫悠之助　平成14年５月１日生
　孫百花　平成16年５月11日生
　孫圭花　平成20年８月４日生
住所　東京都江戸川区北葛西１丁目21番19号
　李弥　昭和39年４月６日生
　林昌美　昭和39年１月５日生
　李泰宜　平成元年８月22日生
住所　東京都江戸川区西瑞江３丁目７番地
　李雄基　昭和63年３月22日生
住所　東京都江戸川区北葛西１丁目21番19号
　李莉名　平成４年12月18日生
　李粋愛　平成25年12月７日生
住所　名古屋市北区福徳町７丁目85番地１
　劉燚琳　昭和61年３月23日生
住所　福岡市中央区清川２丁目２番23―201号
　トリクシー・ジェイド・サロノイ・フランシスコ　平成17年９月22日生
住所　東京都荒川区東日暮里１丁目４番４―201号
　李純　昭和62年１月26日生
住所　東京都北区滝野川６丁目63番１号
　朴宣姫　平成９年５月４日生
住所　東京都品川区東五反田４丁目６番10号
　張文惠　昭和60年12月４日生
住所　神戸市灘区徳井町５丁目１番14―502号
　李英恵　平成元年５月24日生
住所　神戸市長田区久保町６丁目１番６―601号
　シャミムル・アザード　平成元年２月18日生
住所　札幌市北区北13条西３丁目２番15―802号
　ヒロキ・イシダ　平成元年５月22日生
住所　岡山市北区庭瀬894番地５
巽華鴻　昭和40年10月23日生
住所　香川県高松市春日町1459番地１
巽傑　平成７年10月４日生
住所　東京都大田区中馬込２丁目２番21―301号
巽明淑　昭和33年10月10日生
住所　横浜市金沢区六浦東１丁目41番１―303号
　ナオミ・サカモト・サンチェス　平成７年９月８日生
住所　島根県出雲市灘分町803番地33
　楊航　昭和57年11月21日生
　武麗麗　昭和59年２月25日生
　楊璐禧　平成21年11月７日生
　楊優翔　平成26年１月29日生

○外務省告示第三百三十五号

　ナ〃ビア共和国政府は、平成十七年七月八日にナ〃ビア共和国政府と、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を平成二十九年八月十六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十条２の規定に従い、同日にナ〃ビア共和国について効力を生じた。
（平成二十九年九月七日付け国際原子力機関事務局長書簡）
　平成二十九年九月二十五日
外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百三十六号

　平成二十九年九月十日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。
１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
２　贈与額　十億円
３　署名者
日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使
ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣
　平成二十九年九月二十五日
外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第三百一号

　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。
　平成二十九年九月二十五日　厚生労働大臣　加藤　勝信
　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
アジア地域 シンガポール　タイ　ブルネイ　マレーシア 北米地域 アメリカ合衆国　カナダ 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウズベキスタン　エストニア　オーストリア　オランダ　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　ブルガリア　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン	アジア地域 シンガポール　タイ　フィリピン　ブルネイ 北米地域 アメリカ合衆国（アイダホ州、アラバマ州、ウィスコンシン州、ケンタッキー州、ジョージア州及びテネシー州を除く。）　カナダ 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウズベキスタン　エストニア　オーストリア　オランダ　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　フィンランド　ベラルーシ　ベルギー　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン

○農林水産省告示第千四百六十九号

　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。
　平成二十九年九月二十五日
農林水産大臣　**齋**藤　健

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	本数（単位　本）	所有者の氏名又は名称及び住所
特定二十九―一	カラマツ林育二―八十三	からまつ	長野県北佐久郡御代田町大字塩野字浅間山三百七十五番地	一	国立研究開発法人森林研究整備機構森林総合研究所　茨城県つくば市松の里一番地
特定二十九―二	カラマツ林育二―百三十	〃	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター長野増殖保存園	一	〃
特定二十九―三	スギ東育二―二百七十三	すぎ	山形県東根市神町南二丁目一番一号	四	〃